

那覇市建設工事の発注標準基準

令和 5 年 3 月 30 日
総務部長決裁

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 15 条及び第 16 条第 2 項の規定に基づき、建設工事の発注標準及び業者の選定を次のとおり定める。

(建設工事の発注標準)

第1条 等級区分に対応する建設工事の発注標準となる金額は、次の表のとおりとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	管工事、電気工事その他工事
A級	1億3,000万円以上	1億7,000万円以上	6,000万円以上
B級	5,000万円以上1億3,000万円未満	6,000万円以上1億7,000万円未満	1,500万円以上6,000万円未満
C級	1,100万円以上5,000万円未満	1,200万円以上6,000万円未満	1,500万円未満
D級	1,100万円未満	1,200万円未満	

(業者の選定)

第2条 等級の区分のある建設工事に係る業者の選定は、前条の表に定める当該建設工事の設計額に対応する等級に格付されている者から行うものとする。ただし、当該等級に属する者が少数であるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該等級を基準として1級上位又は1級下位の等級に属する者から選定することができる。

2 建設工事に係る業者を選定する場合において、県外事業者を選定する必要があるときは、当該県外事業者の総合点数に相当する等級に格付されたものとみなして選定することができる。

付 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。